

## 電力購入により生じる温室効果ガス排出の報告について

温室効果ガスプロトコル スコープ2 ガイダンス の概要

EKOenergy が作成 info@ekoenergy.org

さらに詳しい情報に関しては、こちらのリンクをご覧ください。

www.ghgprotocol.org > Scope 2 Guidance and www.ekoenergy.org

### まえがき

ほとんどの企業が電力を、自分たちで生産するのではなく、どこからか購入しています。しかし、企業は、その購入した電力の生産により生じる炭素排出量をどのように算定 (Carbon accounting) しているのでしょうか。また、カーボンフットプリントに関して、企業はどのようにスコープ2の排出量 (Scope 2 emissions) を算定しているのでしょうか。

2015年の1月に、発表された温室効果ガスプロトコルがこのことに関して詳しく述べており、これがスコープ2ガイダンスと呼ばれているものです。

私たちは、温室効果ガスプロトコル スコープ2 ガイダンスの主な内容を、ここに記載しました。

### 要求される2つの報告

1) 企業は位置情報数値 (location-based number ロケーションベーストナンバー) を報告する必要があります。この番号は、電力が消費される国において、電力生産により生じる温室効果ガス排出量に基づいて決められます。位置情報数値は以下の情報を用いて計算します (a と b をかける)。

a) 特定の国 (消費を kWh で表す国) における企業での電気消費量。

b) その国において、1kWh の電力で排出される温室効果ガス排出量。(国の送配電システムにおいてや、国際エネルギーエージェンシーの報告で分かる、電気の温室効果ガス排出の情報に基づく。)

※日本における 1kWh の電力で排出される温室効果ガス排出量は、0.380~0.480kg/kWh

2) 追跡システムが使用可能な市場で活動している企業は、市場数値 (market-based number) を報告する必要があります。企業は、エネルギー生産施設によってつくられる炭素排出量を用いて、この市場数値を計算します。

電力の生産場所は、確実に追跡される必要があります。その為に、企業は追跡 (Tracking certificate) を行う必要があります。このようなシステムは、ヨーロッパでは Guarantees of Origin、アメリカで Renewable Energy Certificates、そのほかの国では I-REC-certificates などがあります。

追跡システムが使用可能な市場で活動している企業で、もし、そのシステムを使わない場合には、その企業は温室効果ガス排出の残留混合 (Residual mix) を使い、市場で発生した温室効果ガスの排出量を算定する必要があります。

### 排出

スコープ2は、電力生産時の温室効果ガス排出を算定範囲としているため、スコープ2には、送電ロスにおける排出やライフサイクルでの排出 (Life-cycle emission) は含まれません。ライフサイクルアセスメントに基づいた排出は、スコープ2ではなくスコープ3の範囲となっています。もし企業が、風力エネルギーやソーラーエネルギーのような再生可能エネルギーを購入する場合、その企業はゼロ・エミッションに貢献していると言えます。

### どのようなものがスコープ2の算定に含まれますか？

スコープ2は、温室効果ガスの間接排出、すなわち、購入した電力や熱の消費の中で排出された温室効果ガスのことを算定範囲としています。その電力や熱の購入は、自社が所持している事業のための購入なのか、自社が管理している事業のための購入なのかということを企業は報告する必要があります。

### 目標設定

目標を設定したら、基準年度の算定のための手段も考慮しつつ、目標の算定や過程の追跡のた

めに、どの手段が適切であるのかということを経営者は明確にする必要があります。そこで、温室効果ガスプロトコルは、どこでも使用可能である市場数値の使用を勧めています。

## 企業に対するさらなる奨励

温室効果ガスプロトコルは、企業に、新しく炭素排出の少ないエネルギー生産施設の増設を勧めています。温室効果ガスプロトコルの 11.4 章では、どのようにすればこのことが可能になるかに関して述べています。

- 再生可能な電力の生産者から、長期間における電力購入の同意や契約を得ること。
- 生産設備の築年数や種類に関するような、電気購入についての新しい基準を加えること。EKOenergy の電力は、持続可能性に関する基準を満たすことができます。
- 新しい生産力において、価格の一部は、再投資されること。この点について、温室効果ガスプロトコルは EKOenergy's Climate Fund に関して述べています。

## 用語集

**炭素算定 (Carbon accounting):** 温室効果ガスの消費量を個別に算定すること。

**EKOenergy:** エネルギーのための国際的で、非営利な、エコラベルです。このエコラベルは 30 か国以上の 45 個の環境NGOを先導しています。EKOenergy のラベル付きで売られるエネルギーは、信頼できる手段で追跡できます。(ダブルカウントはありません。)これは、持続可能性に関する基準を満たし、再生可能エネルギーに関するプロジェクトの為に資金を集めることができます。EKOenergy のエネルギーは全世界で使用可能です。こちらのリンクもご覧ください [www.ekoenergy.org](http://www.ekoenergy.org)

**温室効果ガスプロトコル (Greenhouse Gas Protocol):** 温室効果ガス排出算定及び報告についての標準化ガイドライン。米国の環境シンクタンク WRI (World Resource Institute) と、持続可能な発展を目指す企業連合体である WBCSD (World Business Council for Sustainable Development) によるものであります。

**ライフサイクル排出量 (Life-cycle emissions):** 製品が市場に導入されてから、撤廃されるまでに排出されるすべてのもの。例えば、風車に関して言えば、風車のタービンの稼働による排出物も含め、風車の製品としての寿命が過ぎて風車を撤廃する際に排出される物も含んでいます。

**残留混合 (Residual mix):** 特定の消費者に割り当てられているのではなく、その他の消費者に残されている、送電中の電力のこと。もし、消費者が追跡システムによって発電場所が証明されていない電力を買った場合、その消費者は残差混合を得ます。

**追跡 (Tracking certificate):** 追跡は、電力に対する ID-Card のようなものです。電力は送電網によって追跡することができません。これは、消費者が、好む企業や発電所から電力を得ることができるという保証が無いのと同じことでもあります。しかし、どの企業がどの発電場所から送配電システムを通して、電力を得たかということ記録する算定システムをつくることは可能であります。MWhにつき、追跡が行えます。

**スコープ 1 の排出量 (Scope 1 emissions):** 温室効果ガスの直接排出。企業が所持する施設で直接排出されたり、企業が所持する車から排出されたりする温室効果ガス。

**スコープ 2 の排出量 (Scope 2 emissions):** 温室効果ガスの間接排出。購入した電力や熱の消費の中で排出された温室効果ガス。

**スコープ 3 の排出量 (Scope 3 emissions):** スコープ2に含まれない、その他の温室効果ガスの間接排出。その企業が所有または管理をしていない排出源から発生する温室効果ガス。例えば、購入原材料の生産、送配電ロス分の発電、廃棄物の処理、従業員の通勤などの際に発生する温室効果ガス。